

調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1152 (2021. 7.13)

沖縄県の米軍施設・区域の返還状況

—施政権返還以降の経緯と現状—

はじめに

I 施政権返還以降の沖縄県における米軍施設・区域の返還の主な経緯

II 日米間の合意に基づく沖縄県における米軍施設・区域の現在の返還状況

III 那覇港湾施設の返還

おわりに

キーワード：日米安保、在日米軍、基地問題、米軍再編、那覇港湾施設

- 昭和 47（1972）年 5 月に施政権が返還されてから令和 2（2020）年 3 月までに、沖縄県では、約 10,190ha（返還後再提供された施設・区域を含む。）の米軍施設・区域が返還されてきた。
- 1970 年代の日米安全保障協議委員会、平成 2（1990）年の日米合同委員会の合意、平成 8（1996）年の SACO 最終報告、平成 25（2013）年の統合計画などを中心に、日米間で沖縄県における米軍施設・区域の整理・統合計画が合意され、実施されてきた。
- 昭和 49（1974）年 1 月に全部返還が合意された那覇港湾施設は、現在も返還されていないが、最近になって返還に向けた動きが見られるようになった。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

前 外交防衛課 はりがい こうへい 針谷 晃平

第 1 1 5 2 号

はじめに

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（昭和 35 年条約第 6 号）第 6 条に基づいて日本に駐留する米軍（以下「在日米軍」）は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（昭和 35 年条約第 7 号。以下「日米地位協定」）の下、日本政府が提供する施設・区域を使用する。令和 3（2021）年 3 月現在、全国で 131 施設・区域（約 98,017ha）が提供されている（共同使用施設¹を含む。）²。そのうち、33 施設・区域（約 18,697ha）が沖縄県に所在する。また、米軍施設・区域のうち共同使用施設を除く専用施設・区域では、面積の約 70.3%が沖縄県内にある³。

沖縄は、第二次世界大戦後、米国の統治下にあったが、「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（昭和 47 年条約第 2 号。以下「沖縄返還協定」）に基づき、昭和 47（1972）年 5 月 15 日に施政権が日本に返還された。これに伴い、一部の米軍施設・区域は返還されたが、同日時点では、87 施設・区域（約 28,661ha）を引き続き米軍が使用することとされた⁴。その後、日米両政府の合意の下、米軍施設・区域の返還が進められており、令和 2（2020）年 3 月までに約 10,190ha が返還された⁵。

日米両政府が進めた主な返還計画には、昭和 48（1973）年から昭和 51（1976）年までの日米安全保障協議委員会⁶の合意、平成 2（1990）年の日米合同委員会⁷の合意、平成 8（1996）年の沖縄に関する特別委員会（Special Action Committee on Okinawa: SACO）の最終報告、平成 25（2013）年の統合計画がある。本稿では、これらの計画を中心に、施政権返還以降の沖縄県における米軍施設・区域の整理・統合の概要を紹介し、現在の返還状況をまとめる。また、具体例

* 本稿におけるインターネット資料の最終アクセス日は令和 3（2021）年 6 月 21 日である。また、本稿中の人物の肩書は、全て当時のものである。

¹ 「共同使用施設」とは、日米地位協定第 2 条第 4 項(b)に基づき、日本側が管理し米軍が一定の期間を限って使用する施設を指す。これに対して、「専用施設・区域」とは、日米地位協定第 2 条第 1 項(a)に基づき、米国側が管理し米軍が使用する施設・区域（自衛隊等も使用するものを含む。）を指す。本稿では、在日米軍施設・区域は、専用施設・区域であることを明記しない限り、共同使用施設を含むものとする。また、本稿にいう在日米軍施設・区域の返還とは、専用施設・区域の返還のほか、共同使用施設の共同使用の解除を含むものとする。

² 「在日米軍施設・区域（共同使用施設を含む）別一覧」2021.3.31. 防衛省・自衛隊ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/us_sisetsu/pdf/ichiran.pdf> 本稿では、同資料のように面積の単位が千 m²であるものについては、単位を統一するため千 m²の位を四捨五入し、ha に変換した値を使用した。

³ 同上

⁴ 「I 基地の概況」沖縄県知事公室基地対策課編『沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）』2021, p.2. <https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/documents/r3_toukei_1_gaikyo_updated_20210614.pdf>; 防衛省編『日本の防衛令和 2 年版』2020, p.322-324.

⁵ 「I 基地の概況」同上 返還後再提供された施設・区域を含む。

⁶ 日米安全保障協議委員会（Security Consultative Committee: SCC）（「2+2」会合などと呼ばれることもある。）は、昭和 35（1960）年 1 月に設置された、日米両国の外交担当と防衛担当の閣僚による会合である。当初、米国側は、外交担当として駐日米国大使、防衛担当として太平洋軍司令官が参加していたが、平成 2（1990）年に、米国側の参加者は、国務長官と国防長官に格上げされた。「「2+2」会合～日米同盟の次の 50 年へ」『わかる！国際情勢』vol.77, 2011.9.13. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol77/>>

⁷ 日米合同委員会は、日米地位協定第 25 条によって設置される、日米地位協定の実施に関する協議機関であり、日本側代表は外務省北米局長、米国側代表は在日米軍司令部副司令官である。「日米地位協定 Q&A」同上 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/qa12.html>>; 「日米合同委員会組織図」2018.2. 同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/soshikizu.pdf>>

として那覇港湾施設の例を概観する。

I 施政権返還以降の沖縄県における米軍施設・区域の返還の主な経緯

1 1970年代の日米安全保障協議委員会

昭和 48（1973）年 1 月に開催された第 14 回日米安全保障協議委員会では、主に関東平野における米空軍の施設・区域の返還が合意された⁸。沖縄県については、那覇空港の完全返還、那覇空軍・海軍補助施設の全域及び牧港住宅地区の一部の返還の 3 事案（約 480ha）⁹が合意された¹⁰。なお、那覇空港は、昭和 47（1972）年 5 月の施政権返還時に一部が返還されたが、そのほとんどは「那覇海軍航空施設」として米軍が使用を続けていた¹¹。

昭和 49（1974）年 1 月に開催された第 15 回日米安全保障協議委員会では、沖縄県の米軍施設・区域のうち 48 事案（約 2,542ha）についての整理・統合計画が合意された¹²。このうち、那覇港湾施設を含む 18 施設・区域の返還については、移設が条件であった¹³。

昭和 51（1976）年 7 月に開催された第 16 回日米安全保障協議委員会では、沖縄県の米軍施設・区域のうち 12 事案（約 1,622ha）の返還が合意された¹⁴。これにより、第 14 回から第 16 回までの日米安全保障協議委員会では、延べ 63 事案（約 4,644ha）についての返還・移設が合意されていた¹⁵。

2 平成 2（1990）年の日米合同委員会合意

沖縄県内の米軍施設・区域の返還を求める声が高まる中、西銘順治沖縄県知事は、昭和 60（1985）年 6 月と昭和 63（1988）年 4 月に訪米し、米国政府に対して沖縄県における米軍施設・区域の整理・縮小を要請した。この 2 回の訪問で、西銘知事は沖縄県における米軍の演習の中止や普天間飛行場、那覇港湾施設など計 7 施設・区域の返還を要求したとされる¹⁶。また、昭和 61（1986）年、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会¹⁷（軍転協）は、「米軍基地の返還要望施設とその転用計画」をまとめ、日本政府に対して 20 事案（約 2,074ha）の返還を要求した¹⁸。

こうした情勢を踏まえ、昭和 63（1988）年以降、日米合同委員会は、沖縄県における米軍施設・区域の整理・統合について検討を始め、平成 2（1990）年 6 月に検討作業の結果を発表し

⁸ 外務省編『わが外交の近況—外交青書— 昭和 48 年版（第 17 号）』1973, pp.527-533.

⁹ 以下、この項における事案の面積は、沖縄県知事公室基地対策課編『沖縄の米軍基地』2018, p.24 による。

¹⁰ 外務省編 前掲注(8)

¹¹ 沖縄県渉外部基地渉外課編『沖縄の米軍基地』1975, pp.92-93.

¹² 外務省編『わが外交の近況—外交青書— 昭和 49 年版（第 18 号）下巻』1974, pp.131-134.

¹³ 同上

¹⁴ 外務省編『わが外交の近況—外交青書— 昭和 52 年版（第 21 号）下巻』1977, pp.62-64.

¹⁵ 防衛施設庁史編さん委員会編『防衛施設庁史—基地問題とともに歩んだ 45 年の軌跡—』防衛施設庁, 2007, pp.120-125; 沖縄県知事公室基地対策課編 前掲注(9)

¹⁶ 防衛施設庁史編さん委員会編 同上, pp.224-228; 沖縄県知事公室基地対策課編 同上; 野添文彬『沖縄返還後の日米安保—米軍基地をめぐる相克—』吉川弘文館, 2016, pp.203-205; 畠基晃『ヤマトンチューのための沖縄問題・基礎知識』亜紀書房, 1996, pp.76-77.

¹⁷ 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、沖縄県知事を会長とし、基地関連市町村長によって構成され、基地の返還や利用・転用の促進等を協議する組織として昭和 52（1977）年 4 月に設立された。「沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）」沖縄県ウェブサイト <<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/syogai/gunttenkyo.html>>

¹⁸ 沖縄県総務部知事公室基地渉外課編『沖縄の米軍基地 昭和 62 年』1987, pp.205-209.

た¹⁹。日米合同委員会は、第 14 回から第 16 回までの日米安全保障協議委員会で合意された計画で平成 2（1990）年当時までに返還が実施されていない事案²⁰のうち 9 事案、軍転協の返還要望事案のうち 8 事案、西銘県知事が米国政府に対して行った返還要望事案のうち 3 事案及び米軍側が返還可能とした 3 事案の計 23 事案（約 1,021ha）²¹について、返還に向けて日米双方で所要の調整・手続を進めることに合意した²²。また、日米合同委員会の検討対象とされたものの、返還合意に至らなかった 18 事案については今後の検討対象とされた²³。

3 SACO 最終報告

沖縄復帰 20 周年の平成 4（1992）年頃から沖縄県は米軍施設・区域の返還の最重点事項として、いわゆる「重要 3 事案（沖縄 3 事案）」を日本政府に対して要求していた²⁴。重要 3 事案の内容は、①那覇港湾施設の返還、②読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止及び同施設の返還並びに③県道 104 号線越え実弾砲撃演習の廃止であった²⁵。平成 6（1994）年 6 月、大田昌秀沖縄県知事は、太平洋戦争・沖縄戦終結 50 周年の節目の年（平成 7（1995）年）までに重要 3 事案を解決することを政府に求めた²⁶。そして、平成 7（1995）年 1 月、村山富市内閣総理大臣は、日米首脳会談において米国に沖縄県の米軍施設・区域の整理・統合を求めた²⁷。さらに、村山首相は、重要 3 事案の解決を外務大臣と防衛庁長官に指示し、平成 7（1995）年 5 月の日米合同委員会において、①及び②の 2 事案についての勧告案が承認された²⁸。

そのような中で、平成 7（1995）年 9 月、沖縄県で米兵による少女暴行事件が発生した²⁹。同事件などを機に、米軍施設・区域の負担に対する沖縄県民のより強い要望を受け、平成 7（1995）年 11 月、アル・ゴア（Albert Arnold Gore, Jr.）米国副大統領と村山首相の会談では、沖縄県における米軍施設・区域の整理・統合・縮小の促進及び米軍施設・区域から派生する諸問題による沖縄県民の負担軽減のため、日米安全保障協議委員会の下に、SACO を設置することが合意された³⁰。

平成 8（1996）年 4 月、橋本龍太郎内閣総理大臣とモンデール（Walter Frederick Mondale）駐日米大使は、普天間飛行場の返還を 5 年から 7 年以内に実施することを発表した³¹。同年 12

¹⁹ 防衛庁編『日本の防衛 平成 2 年』1990, p.232.

²⁰ 第 14 回から第 16 回までの日米安全保障協議委員会です承された 63 事案のうち、平成 2（1990）年 3 月末時点では、45 事案（一部返還を含めると 55 事案）（約 2,585ha）が返還されていた。沖縄県総務部知事公室編『沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）』1991, p.58.

²¹ 沖縄県知事公室基地対策課編 前掲注(9), pp.24-25.

²² 防衛施設庁史編さん委員会編 前掲注(15), pp.224-228.

²³ 同上; 畠 前掲注(16), pp.76-77, 238.

²⁴ 畠 同上, p.78; 沖縄県総務部知事公室基地対策室編『沖縄の米軍基地』2003, pp.86-87; 防衛庁編『日本の防衛 平成 7 年』1995, pp.256-260.

²⁵ 沖縄県知事公室基地対策課編 前掲注(9), pp.26-27.

²⁶ 沖縄県総務部知事公室基地対策室編 前掲注(24)

²⁷ 防衛庁編 前掲注(24), p.257; 「沖縄の基地 縮小に努力 米大統領 那覇軍港など「解決指示」」『朝日新聞』1995.1.12, 夕刊.

²⁸ 防衛庁編 同上 この時に承認された勧告案は、那覇港湾施設の返還については浦添ふ頭地区内への移設を条件とすること、読谷補助飛行場については降下訓練をキャンプ・ハンセンの宜野座ダム隣接地に移設すること、楚辺通信所の施設等を既存の施設・区域内へ移設することなどを内容とする。

²⁹ 沖縄県知事公室基地対策課編 前掲注(9), p.28; 畠 前掲注(16)

³⁰ 沖縄県知事公室基地対策課編 同上; 服部龍二・白鳥潤一郎編, 折田正樹『外交証言録—湾岸戦争・普天間問題・イラク戦争—』岩波書店, 2013, pp.185-189.

³¹ 「橋本内閣総理大臣及びモンデール駐日米大使共同記者会見」1996.4.12. 首相官邸ウェブサイト <<http://www.ka>

月、普天間飛行場の全部返還を含む 11 施設（約 5,002ha）³²の返還、県道 104 号線越え実弾砲撃演習の廃止、航空機騒音の軽減措置などを内容とする「SACO 最終報告」³³及び「普天間飛行場に関する SACO 最終報告」³⁴が日米安全保障協議委員会において承認された³⁵。

4 在日米軍再編協議

平成 14（2002）年 12 月の日米安全保障協議委員会では、日米両政府は、国際テロリズムや大量破壊兵器の拡散などの安全保障環境の変化を受け、新たな安全保障環境における両国の防衛体制を見直すことなど、両国間の安全保障に関する協議を強化することを決定³⁶し、平成 15（2003）年 1 月からいわゆる「防衛政策見直し協議（Defense Policy Review Initiative: DPRI）」が本格的に開始された³⁷。

平成 17（2005）年 2 月の日米安全保障協議委員会では、日米協議の第 1 段階として日米共通の戦略目標が確認され、また、第 2 段階として日米の役割・任務・能力の検討を継続し、第 3 段階として在日米軍の再編に関する協議を強化することが確認された³⁸。

平成 17（2005）年 10 月、日米安全保障協議委員会が開催され、在日米軍再編に関する中間報告「日米同盟：未来のための変革と再編」³⁹が発表された。同報告では、日米協議の第 2 段階としての日米間の防衛協力の役割・任務・能力についてまとめられ、第 3 段階としての在日米軍などの兵力態勢の再編について勧告がなされた⁴⁰。沖縄県に関連する在日米軍の再編については、普天間飛行場移設の加速、沖縄県に駐留する米海兵隊員（約 7,000 人）及びその家族の沖縄外（グアムなど）への移転、沖縄本島における嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還などが確認された⁴¹。

平成 18（2006）年 5 月の日米安全保障協議委員会では、日米協議の第 3 段階として在日米軍などの兵力態勢の再編について最終的な取りまとめが行われ、「再編実施のための日米のロードマップ」⁴²（以下「日米ロードマップ」）が発表された。沖縄県に関連する在日米軍の再編については、普天間飛行場の移設方法、沖縄県に駐留する米海兵隊員（約 8,000 人）及びその家

nteigo.jp/jp/hasimotosouri/speech/1996/kisya-0515-1.html>

³² 沖縄県知事公室基地対策課編 前掲注(9), pp.28-29. SACO 最終報告において新規に提供することが記されている那覇港湾施設の代替施設の約 35ha 及び北部訓練場の約 38ha（水域を含まない。）並びに共同使用の解除に当たる安波訓練場の約 480ha を除いた値である。また、普天間飛行場の代替施設の面積は SACO 最終報告に記されていないため考慮されていない。

³³ 「SACO 最終報告（仮訳）」1996.12.2. 防衛省・自衛隊ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/saco_final/final.html>

³⁴ 「普天間飛行場に関する SACO 最終報告（仮訳）」1996.12.2. 同上 <https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/saco_final/hutenma.html>

³⁵ 防衛庁編『日本の防衛 平成 9 年』1997, pp.284-288.

³⁶ 「共同発表 日米安全保障協議委員会」2002.12.16. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/pdfs/joint0212.pdf>>

³⁷ 川上高司「在日米軍再編と日米同盟」『国際安全保障』33 巻 3 号, 2005.12, pp.17-40; 野添文彬『沖縄米軍基地全史』（歴史文化ライブラリー 501）吉川弘文館, 2020, pp.162-170.

³⁸ 「共同発表 日米安全保障協議委員会」2005.2.19. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/pdfs/joint0502.pdf>>; 防衛庁編『日本の防衛 平成 18 年版』2006, pp.175-199.

³⁹ 「日米同盟：未来のための変革と再編（仮訳）」2005.10.29. 同上 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/pdfs/henkaku_saihen.pdf>

⁴⁰ 同上; 防衛庁編 前掲注(38)

⁴¹ 「日米同盟：未来のための変革と再編（仮訳）」同上

⁴² 「【仮訳】再編実施のための日米のロードマップ」2006.5.1. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_aso/ubl_06/pdfs/2plus2_map.pdf>; 防衛庁編 前掲注(38)

族（約 9,000 人）のグアムへの移転（平成 26（2014）年まで）、沖縄県における米軍施設・区域 6 か所⁴³について平成 19（2007）年 3 月までに統合・返還の詳細な計画を作成すること、沖縄県における再編案は相互に結びついていることなどが確認された⁴⁴。

平成 19（2007）年 5 月の日米安全保障協議委員会では、共通戦略目標が再確認され、日米協議において確認された日米防衛協力における役割・任務・能力及び在日米軍の再編の進展が確認された⁴⁵。

普天間飛行場移設については、平成 21（2009）年 9 月に誕生した鳩山由紀夫内閣で移設先を沖縄県外にすることが検討された⁴⁶が、平成 22（2010）年 5 月、日米安全保障協議委員会において、普天間飛行場を辺野古へ移設することを含む日米ロードマップの計画を着実に実施することが確認された⁴⁷。

5 米軍再編の見直しと統合計画

米国では、オバマ（Barack Hussein Obama II）大統領の下で平成 24（2012）年 1 月に発表された国防戦略指針（Defense Strategic Guidance: DSG）⁴⁸などに見られるように、中国の軍事力の拡大などを警戒し、米国の戦略的な軸足を中東からアジア太平洋地域へ移動させることを主とする「アジアへのリバランス」を進めていく方針が示された⁴⁹。これを踏まえた米軍のアジア太平洋地域の体制の強化に加え、日本国内では普天間飛行場の移設が進展せず、また、米国連邦議会では沖縄県に駐留する米海兵隊のグアムへの移転に対する批判が高まっていたこと⁵⁰などがあり、日米間で日米ロードマップの見直しが検討されるようになった⁵¹。

平成 24（2012）年 4 月の日米安全保障協議委員会では、日米ロードマップの計画を次のように調整することが合意された⁵²。沖縄県に駐留する米海兵隊のグアムへの移転及びこれに伴う嘉手納飛行場以南の土地の返還を、普天間飛行場移設の進展から切り離すこととされた。米海

⁴³ 日米ロードマップでは、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設及び陸軍貯油施設第 1 桑江タンク・ファームの全面的又は部分的な返還が検討されると記されている。「【仮訳】再編実施のための日米のロードマップ」同上

⁴⁴ 同上; 防衛庁編 前掲注(38)

⁴⁵ 「共同発表 日米安全保障協議委員会 同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展」2007.5.1. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/pdfs/2plus2_07_kh.pdf>

⁴⁶ 野添 前掲注(37), pp.171-180.

⁴⁷ 「＜仮訳＞共同発表 日米安全保障協議委員会」2010.5.28. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/pdfs/joint_1005.pdf>

⁴⁸ Department of Defense, “Sustaining U.S. Global Leadership: Priorities for 21st Century Defense,” January 2012. <https://archive.defense.gov/news/defense_strategic_guidance.pdf>

⁴⁹ 高橋杉雄「米国の「リバランス」とアジア太平洋地域の安全保障」2012.11.14. 東京財団政策研究所ウェブサイト <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=2273>>; 切通亮「アジア太平洋リバランスの再考—オバマ政権後期における安全保障政策を中心に—」『防衛研究所紀要』20 巻 1 号, 2017.12, pp.93-114. <http://www.nids.mod.go.jp/publication/kiyo/pdf/bulletin_j20_1_4.pdf>; 小椋山智之「オバマ政権のリバランス政策—「未完」に終わったアジア太平洋戦略—」『立法と調査』No.403, 2018.8, pp.109-122. <https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/b/acknumber/2018pdf/20180801109.pdf>

⁵⁰ 例えば、平成 23（2011）年 12 月に成立した、米国の国防に関連する活動の歳出権限を規定する 2012 会計年度国防権限法の第 2207 条では、2012 会計年度の予算のうち、沖縄県における米海兵隊のグアムへの移転に関する全ての予算が凍結された。National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2012, Pub. L. No.112-81, 125 Stat. 1298 (2011)

⁵¹ 野添 前掲注(37), pp.171-180.

⁵² 「＜仮訳＞日米安全保障協議委員会 共同発表」2012.4.27. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/pdfs/joint_120427_jp.pdf>

兵隊のグアムへの移転については、米海兵隊員（約 9,000 人）及びその家族が沖縄から日本国外へ移転するなどの変更があった。沖縄県における米軍施設・区域の返還については、日米ロードマップの内容に変更はないが、返還施設・区域について返還条件等によって 3 つの区分が示された⁵³。また、移設に係る措置の順序を含む統合計画を平成 24（2012）年末までに日米共同で作成するとされた。

平成 25（2013）年 4 月、日米両政府で合意された沖縄県における嘉手納飛行場以南の米軍施設・区域の返還等の計画である「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（Consolidation Plan for Facilities and Areas in Okinawa）」⁵⁴（以下「統合計画」）が発表された⁵⁵。同計画では、日米ロードマップで返還が合意された嘉手納飛行場以南の米軍施設・区域の約 1,048ha⁵⁶を超える土地について、平成 24（2012）年 4 月に合意された日米ロードマップの見直しで示された 3 つの区分に従って返還する計画や手順、条件などが記されている。

その後、沖縄県の米軍施設・区域の返還計画に関する日米間の合意に大きな変更はないが、平成 27（2015）年 12 月の日米共同発表⁵⁷では、平成 2（1990）年の日米合同委員会で確認された 23 事案の 1 つである普天間飛行場の東側沿いの一部土地の早期返還、キャンプ瑞慶覧の一部区域（インダストリアル・コリドー）の共同使用及び国道拡幅を目的とした牧港補給地区の国道 58 号に隣接する一部土地の早期返還について、統合計画に反映することが合意された。

II 日米間の合意に基づく沖縄県における米軍施設・区域の現在の返還状況

1 第 14 回から第 16 回日米安全保障協議委員会における返還合意

昭和 48（1973）年の第 14 回から昭和 51（1976）年の第 16 回日米安全保障協議委員会において返還・移設が進められていた 63 事案（約 4,644ha）については、平成 29（2017）年 3 月末時点で 55 事案（約 3,117ha）が返還済みである⁵⁸。現在でも未返還の施設・区域には、第 15 回日米安全保障協議委員会で返還が合意された那覇港湾施設などが含まれる。

2 平成 2（1990）年の日米合同委員会合意

平成 2（1990）年 6 月の日米合同委員会で返還に向けて所要の調整・手続を進めることが合意された 23 事案（約 1,021ha）については、令和 2（2020）年 3 月時点で 21 事案（約 978ha）

⁵³ 必要な手続の完了後速やかに返還可能となる区域が 4 か所、沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域が 5 か所、米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外に移転することに伴い、返還可能となる区域が 2 か所とされた。同上

⁵⁴ 「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（仮訳）」2013.4. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/pdfs/togo_20130405_jp.pdf>

⁵⁵ 「嘉手納以南の土地の返還計画共同発表」2013.4.5. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/action/201304/05kyodo_happyo.html>

⁵⁶ 沖縄県知事公室基地対策課編 前掲注(9), p.35; 「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（仮訳）」前掲注(54) 統合計画において返還面積として記されている値の合計であり、代替施設等により新規提供される施設・区域の面積（那覇港湾施設の代替施設の約 49ha など）は考慮されていない。

⁵⁷ 「菅内閣官房長官とケネディ駐日米国大使による日米共同記者発表」2015.12.4. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/fa/page3_001497.html>; 「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」2015.12.4. 同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000115689.pdf>>

⁵⁸ 沖縄県知事公室基地対策課編 前掲注(9)

が返還済みである⁵⁹（本稿末尾の表1を参照）。最近では、平成27（2015）年12月に早期返還を統合計画に反映することが合意された普天間飛行場の東側沿いの土地（約4ha）が、平成29（2017）年7月に返還された⁶⁰。令和2（2020）年3月時点では、嘉手納弾薬庫地区の旧東恩納弾薬庫部分（約42.6ha）及びキャンプ桑江の東側部分の北側（約0.5ha）が未返還である⁶¹。

また、平成2（1990）年6月の日米合同委員会で返還合意には至らず、今後の検討対象とされた18事案については、その後、平成8（1996）年12月のSACO最終報告などで返還が合意されたものもある⁶²。

3 SACO 最終報告

平成8（1996）年12月に承認されたSACO最終報告のうち、沖縄県における米軍施設・区域の返還（約5,002ha）については、令和2（2020）年3月時点で約4,449haが返還済みであるとされる⁶³（本稿末尾の表2を参照）。SACO最終報告で返還が合意されていた施設・区域のうち、令和2（2020）年3月時点で未実施である、普天間飛行場、キャンプ桑江、牧港補給地区及び那覇港湾施設の返還並びにキャンプ瑞慶覧の住宅統合については、日米ロードマップに記され、米軍再編に伴う返還事案として扱われている⁶⁴。

4 統合計画

日米ロードマップにおいて返還が合意された施設・区域については、統合計画において、区域ごとの返還に関する計画等が示されている。統合計画に示されている14事案（約1,048ha）は、令和2（2020）年3月時点で一部返還を含め6事案（約73ha）が返還済みである⁶⁵（本稿末尾の表3を参照）。なお、令和2（2020）年12月には普天間飛行場のうち約0.1haが返還されている⁶⁶。

III 那覇港湾施設の返還

1 那覇港湾施設の返還合意

那覇港は、第二次世界大戦中の昭和19（1944）年、米軍の空襲などの被害を受けた⁶⁷。その

⁵⁹ 「III 基地返還等の推移」沖縄県知事公室基地対策課編 前掲注(4), p.79. <https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/documents/r3_toukei_3_henkantou_suii.pdf>

⁶⁰ 「普天間飛行場東側沿いの土地の返還について」防衛省・自衛隊ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/futenma_east_henkan.html>

⁶¹ 防衛省編 前掲注(4), p.520; 「III 基地返還等の推移」前掲注(59), p.79.

⁶² 普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設についてはSACO最終報告により全部返還が合意され、キャンプ瑞慶覧については日米ロードマップにより一部返還が合意された。「SACO最終報告の進捗状況」2021.5.28. 防衛省・自衛隊ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/saco_final/sintyoku.html>

⁶³ 「III 基地返還等の推移」前掲注(59), p.80.

⁶⁴ 「SACO最終報告の進捗状況」前掲注(62)

⁶⁵ 「III 基地返還等の推移」前掲注(59), p.81.

⁶⁶ 「沖縄の基地負担軽減について」防衛省・自衛隊ウェブサイト <<https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/index.html>>

⁶⁷ 「那覇港の歴史」那覇港管理組合ウェブサイト <<https://nahaport.jp/introduction/history/>>; 琉球政府編『沖縄県史 第8巻（各論編7 沖縄戦通史）』1971, pp.243-259; 吉浜忍「10・10空襲と沖縄戦前夜」沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室編『沖縄戦研究 2』沖縄県教育委員会, 1999, pp.181-197.

後、米軍が沖縄本島への上陸に伴い、那覇港を整備・使用した⁶⁸。

第二次世界大戦後、米国統治下の沖縄では、民間港湾部分に当たる那覇港の北側は琉球政府などに返還され、南側は那覇軍港として米軍に使用された⁶⁹。昭和 46（1971）年 6 月、沖縄返還協定の了解覚書において「那覇軍港」は「那覇港湾施設」として沖縄の施政権返還後も米軍が使用を続ける施設となった⁷⁰。

昭和 49（1974）年 1 月、第 15 回日米安全保障協議委員会において、那覇港湾施設は「移設措置とその実施に係る合意の成立後返還される施設・区域」として全部返還が合意された⁷¹。平成 2（1990）年 6 月、日米合同委員会は沖縄県における米軍施設・区域の整理・統合の結果を発表し、那覇港湾施設の全部については、引き続き検討される 18 事案の 1 つとされた⁷²。

平成 4（1992）年頃から沖縄県は重要 3 事案の 1 つとして那覇港湾施設の全部返還を日本政府に対して求めるようになった⁷³。平成 6（1994）年 12 月、日米合同委員会の下部機関として移設問題を検討する特別作業班が設置され、平成 7（1995）年 5 月、代替施設を浦添ふ頭地区内に移設すること等を条件とする返還に関する同作業班の勧告が日米合同委員会において承認された⁷⁴。平成 8（1996）年 12 月、日米安全保障協議委員会において SACO 最終報告が承認され、浦添ふ頭地区（約 35ha）への移設と関連して、日米両政府は那覇港湾施設（約 57ha）の返還を加速化するため最大限の努力を継続するとされた⁷⁵。

2 那覇港湾施設の返還の状況

浦添市では、那覇港湾施設の浦添ふ頭地区への移設反対が続いていたが、平成 13（2001）年 2 月に当選した儀間光男浦添市長が同年 11 月に那覇港湾施設代替施設の浦添市受入れを表明した⁷⁶。同月、政府、沖縄県、浦添市及び那覇市から成る「那覇港湾施設移設に関する協議会」などが設置された⁷⁷。

平成 15（2003）年 1 月、第 4 回那覇港湾施設移設に関する協議会において、那覇港湾施設代替施設を浦添ふ頭地区の北側に「逆 L 字型」とする案に基づいて移設作業を進めることが合意され、同年 7 月、日米合同委員会において同案が合意された⁷⁸。平成 18（2006）年 5 月に合意

⁶⁸ 「那覇港の歴史」同上；日本港湾協会『日本港湾史』1978，pp.706-708；林博史『暴力と差別としての米軍基地—沖縄と植民地 基地形成史の共通性—』かもがわ出版，2014，pp.88-115。

⁶⁹ 「那覇港の歴史」同上；日本港湾協会 同上

⁷⁰ 外務省編『わが外交の近況—外交青書— 昭和 47 年版（第 16 号）』1972，pp.482-490。

⁷¹ 外務省編 前掲注(12)

⁷² 防衛施設庁史編さん委員会編 前掲注(15)，pp.224-228；畠 前掲注(16)，pp.76-77，238。

⁷³ 沖縄県知事公室基地対策課編 前掲注(9)，pp.26-27。

⁷⁴ 防衛庁編 前掲注(24)

⁷⁵ 「SACO 最終報告（仮訳）」前掲注(33)

⁷⁶ 「那覇港湾施設移設受入について（平成 13 年 11 月）」2014.12.10. 浦添市ウェブサイト <<https://www.city.urasoe.lg.jp/docs/2014110100477/>>

⁷⁷ 防衛省・内閣府「那覇港湾施設に関する協議会の設置について」2001.11.15. <https://www8.cao.go.jp/okinawa/9/912_nahakouwan.pdf>

⁷⁸ 「那覇港湾施設移設に関する協議会（第 1～5 回）」2017.5.2. 浦添市ウェブサイト <<https://www.city.urasoe.lg.jp/docs/2014110101402/>>; 「基地関連年表」2012.6.12. 同 <https://www.city.urasoe.lg.jp/docs/2014110101960/file_contents/s20090806111443606_6.pdf>; 那覇市「那覇軍港地権者等合意形成活動基礎調査報告書」2005.3，p.20. <https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/heiwa/gunkou/houkokusyo/atochi.files/H16kiso-chousa_3.pdf> なお、合意された代替施設の形状については機能の拡充・強化などが懸念されていた。「〔解説〕那覇軍港形状決定 機能強化、否定できず 国から「確約」なく 運用は米軍の裁量次第」『沖縄タイムス』2003.1.24。

された日米ロードマップでは、那覇港湾施設については全部返還とし、また、浦添に建設される代替施設には「追加的な集積場を含む」とされた⁷⁹。日米ロードマップによる代替施設の変更を踏まえ、平成 19（2007）年 8 月に開かれた第 13 回那覇港湾施設移設に関する協議会において、日米両政府の案に基づいて調整することが同意された⁸⁰。同年 12 月、「追加的な集積場を含む」とする変更を反映し、平成 15（2003）年の移設案の修正案が日米合同委員会において合意された⁸¹。その後、平成 22（2010）年 3 月に那覇港管理組合が那覇港港湾計画を変更したことを踏まえ、平成 23（2011）年 4 月、日米合同委員会において代替施設案のうち、移設先及びその形状は変わらないものの、その周辺の形状が修正された⁸²。

平成 25（2013）年 4 月の統合計画では、那覇港湾施設について、浦添ふ頭地区の約 49ha の代替施設（追加的な集積場を含む。）への移設を条件とし、「返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2028 年度又はその後に返還可能」と記された⁸³。なお、同計画には那覇港湾施設代替施設の建設位置などの具体的な内容は記されていない。また、これ以降、令和 3（2021）年 5 月まで、那覇港湾施設に関する日米両政府の合意で公表されているものはない。

平成 25（2013）年 2 月、那覇港湾施設代替施設の浦添市受入れに反対することを掲げた松本哲治氏が浦添市長に当選し⁸⁴、那覇港湾施設代替施設の移設をめぐる国内の協議は停滞したが、平成 27（2015）年 4 月、松本市長は日米間で合意されている北側に代替施設を設置する移設案とは異なり、南側に代替施設を設置する移設案を浦添市素案として提示し、那覇港湾施設の浦添市受入れを表明した⁸⁵。同月に開催された第 23 回那覇港湾施設移設に関する協議会では、浦添市の要望に対して各構成員の了解を得れば、米国側との調整を始めると防衛省は回答した⁸⁶。平成 29（2017）年 2 月、南側に代替施設を設置する移設案による那覇港湾施設の移設容認を掲げる松本氏が浦添市長に再選された⁸⁷。

平成 29（2017）年 4 月、第 24 回那覇港湾施設移設に関する協議会では、那覇港管理組合から北側案及び南側案（浦添市が掲げる移設案）についての民港に与える影響・支障の評価結果が示され、北側案に高い評価が与えられた⁸⁸。令和 2（2020）年 8 月、沖縄防衛局が米軍などと

⁷⁹ 「【仮訳】再編実施のための日米のロードマップ」前掲注(42)

⁸⁰ 「那覇港湾施設移設に関する協議会（第 11～15 回）」2017.5.2. 浦添市ウェブサイト <<https://www.city.urasoe.lg.jp/docs/2014110101401/>>

⁸¹ 外務省・防衛省「那覇港湾施設の移設に関する合同委員会合意について」2007.12.11. 同上 <https://www.city.urasoe.lg.jp/docs/2014110101401/file_contents/s20101208102933196_1.png>

⁸² 「那覇港湾施設（在日米軍施設・区域）の移設に関する日米合同委員会合意」2011.4.15. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/4/0415_06.html>

⁸³ 「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（仮訳）」前掲注(54), p.16.

⁸⁴ 「沖縄・浦添市長に松本氏が初当選 軍港反対「市民の意思」」『日本経済新聞』（電子版）2013.2.11. <https://www.nikkei.com/article/DGXNASJC1000R_Q3A210C1ACW000/>; 「移設反対を明言 知事らと会談要望 那覇軍港で松本浦添市長」『琉球新報 DIGITAL』2013.2.13. <<https://ryukyushimpo.jp/news/preentry-202534.html>>

⁸⁵ 松本哲治「西海岸開発に係る浦添市素案の推進について」2015.4.20. 浦添市ウェブサイト <https://www.city.urasoe.lg.jp/docs/2015042000046/file_contents/kishakaiken150420.pdf>

⁸⁶ 「那覇港湾施設移設に関する協議会（第 23 回）」2017.5.2. 同上 <<https://www.city.urasoe.lg.jp/docs/2015043000076/>>

⁸⁷ 「[浦添市長選]「オール沖縄」苦境 選挙の手法 課題に」『沖縄タイムス』2017.2.13.

⁸⁸ 「那覇港湾施設移設に関する協議会（第 24 回）」2017.5.1. 浦添市ウェブサイト <<https://www.city.urasoe.lg.jp/docs/2017050100039/>>; 「浦添ふ頭計画比較表」（配置案資料）同 <https://www.city.urasoe.lg.jp/docs/2017050100039/file_contents/haitian.pdf>

の協議の結果、南側案を選択することはないことを沖縄県などに伝達したと報じられる中⁸⁹、松本市長は北側案を受け入れることを表明した⁹⁰。

令和3（2021）年3月、沖縄県、那覇市、浦添市及び那覇港管理組合によって構成される那覇港管理組合構成団体調整会議及び浦添ふ頭地区調整検討会議での検討の結果、那覇港湾施設の移設先である浦添ふ頭地区の民港部分の形状案が合意された⁹¹。同年5月、第27回那覇港湾施設移設に関する協議会が開催され、民港部分の形状案の合意を受け、防衛省が米軍と協議して軍港の代替施設の配置や形状の案をまとめることが確認された⁹²。

おわりに

沖縄県の米軍施設・区域の返還については、日米両政府が県民の声などを反映し、取り組んできたが、計画の合意後も返還の条件となる施設の移設や統合の調整が難航し、計画通りに返還が進まない例も多い。那覇港湾施設は、昭和49（1974）年に全部返還が合意されたにもかかわらず、いまだに返還が実現していない。令和2（2020）年になって移設先の浦添市が日米間の合意案による受入れを表明したことで返還への進捗が見られたが、移設に反対する声もあり⁹³、今後の動向を注視していく必要がある。

現在も沖縄県は米軍に由来する問題を多く抱えており⁹⁴、合意されている返還計画が全て完了しても沖縄県の負担はなお大きいと考えられる⁹⁵。引き続き、施設・区域の縮小・統合計画の策定、訓練や部隊の移転など、様々な負担軽減策を検討していくことが求められる。

⁸⁹ 「「南案」除外 突然の提示 那覇軍港移設 知事が不快感」『沖縄タイムス』2020.8.16; 「[ニュース断面] 伝達法巡り火だね 県「移設協議会で議論を」 国「県の真意確認したい」」『沖縄タイムス』2020.8.16.

⁹⁰ 「急展開 県民置き去り 軍港移設北側合意 「矛盾」露呈で正念場 県政、厳しいかじ取り」『琉球新報』2020.8.19; 「軍港移設 北側案合意 浦添市長受け入れ 西海岸埋め立て加速へ」『琉球新報』2020.8.26.

⁹¹ 「「浦添ふ頭地区における民港の形状案」が公表されました」2021.3.31. 浦添市ウェブサイト <<https://www.city.urasoe.lg.jp/docs/2021033100077/>>; 那覇港管理組合「「浦添ふ頭地区における民港の形状案」を公表します。」2021.3.31. <<https://nahaport.jp/userfiles/files/uarsoeofutoutikuminkoukeijyouan210331.pdf>>

⁹² 「那覇港湾移設「ママ」移設に関する協議会（第27回）」2021.5.20. 浦添市ウェブサイト <<http://www.city.urasoe.lg.jp/docs/2021051900215/>>; 「那覇軍港の代替施設「可能な限り縮小を」 沖縄県が国に要望 浦添移設で協議会」『琉球新報 DIGITAL』2021.5.19. <<https://ryukyushimpo.jp/news/entry-1324094.html>>

⁹³ 「那覇軍港移設が争点 浦添市長選告示 与党、知事派一騎打ち」『読売新聞』2021.2.1.

⁹⁴ 沖縄県『沖縄から伝えたい。米軍基地の話。Q&A Book』2020.11, pp.4-16. <https://dc-office.org/wp-content/uploads/2021/01/QA_R2.pdf>

⁹⁵ 具体的な算出方法は明らかでないが、今後予定されている返還が完了した場合、全国の米軍専用施設に対する沖縄県の米軍専用施設の面積の割合は約69.3%になるとする資料がある。「米軍施設・区域の返還の取組」防衛省・自衛隊ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/shisetsu_kuiki.html>

表1 平成2（1990）年日米合同委員会合意に係る23事案の返還状況（令和2（2020）年12月現在）

合意事案	返還状況等
陸軍貯油施設（浦添・宜野湾市間のパイプライン）	平成2（1990）年12月返還
キャンプ瑞慶覧（地下通信用マンホール等部分（登川））	平成3（1991）年9月返還
キャンプ瑞慶覧（泡瀬ゴルフ場）	平成22（2010）年7月返還
北部訓練場（国頭村（伊部岳）地区、東村（高江）地区） ^{（注1）}	平成5（1993）年3月返還
キャンプ・シュワブ（国道329号沿いの一部（辺野古））	平成5（1993）年3月返還
牧港補給地区補助施設（全部）	平成5（1993）年3月返還
那覇冷凍倉庫（全部）（建物のみ）	平成5（1993）年3月返還
砂辺倉庫（全部）	平成5（1993）年6月返還
八重岳通信所（南側（名護市）及び北側（本部町））	平成6（1994）年9月返還
恩納通信所（全部） ^{（注2）}	平成7（1995）年11月返還
嘉手納飛行場（南側の一部（桃原））	平成8（1996）年1月返還
知花サイト（全部）	平成8（1996）年12月返還
キャンプ・ハンセン（金武町内の一部（金武））	平成8（1996）年12月返還
キャンプ・ハンセン（東シナ海側斜面の一部（名護市））	平成26（2014）年6月一部返還 平成29（2017）年6月返還
嘉手納弾薬庫地区（嘉手納バイパス（国道58号西側））	平成11（1999）年3月返還
嘉手納弾薬庫地区（国道58号沿い東側部分（喜納～比謝）、南西隅部分（山中エリア）、旧東恩納弾薬庫部分）	平成8（1996）年3月に返還合意 平成11（1999）年3月、国道58号沿い東側部分（喜納～比謝）、南西隅部分（山中エリア）を返還 平成17（2005）年3月、旧東恩納弾薬庫部分の一部（ごみ焼却施設用地部分（倉浜））を返還 平成18（2006）年10月、旧東恩納弾薬庫部分の一部（陸上自衛隊継続使用部分）を返還 残り43haについて現在未返還
トリイ通信施設（嘉手納バイパス）	平成11（1999）年3月返還
工兵隊事務所（全部）	平成14（2002）年9月返還
キャンプ桑江（北側部分（伊平）、国道58号沿い）	平成6（1994）年12月、東側部分の南側を返還
キャンプ桑江（東側部分）	平成8（1996）年12月にSACO最終報告でキャンプ桑江の大部分の返還が合意（以後の経緯については表2参照）
普天間飛行場（東側沿いの土地（中原～宜野湾））	平成8（1996）年12月にSACO最終報告で普天間飛行場の全部返還が合意（以後の経緯については表2参照）

（注1）北部訓練場に関する事案のうち、別事案として数えられる「県道名護国頭線以南の一部」（第16回日米安全保障協議委員会の合意事案）は「国頭村（伊部岳）地区、東村（高江）地区」の範囲に含まれている。

（注2）恩納通信所に関する事案のうち、別事案として数えられる「東側部分」（第15回日米安全保障協議委員会の合意事案）は「全部」の範囲に含まれている。

（出典）防衛省編『日本の防衛 令和2年版』2020, p.520; 「Ⅲ 基地返還等の推移」沖縄県知事公室基地対策課編『沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）』2021, p.79. <https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/documents/r3_toukei_3_henkantou_suii.pdf>; 防衛施設庁史編さん委員会編『防衛施設庁史—基地問題とともに歩んだ45年の軌跡—』防衛施設庁, 2007, pp.224-228等を基に筆者作成。

表2 SACO 最終報告の返還状況（令和2（2020）年12月現在）

合意事案	主な条件等	返還状況等
北部訓練場（過半）	平成14（2002）年度末まで ヘリコプター着陸帯の移設	平成28（2016）年12月返還
安波訓練場（全部）（共同使用の解除）	平成9（1997）年度末まで	平成10（1998）年12月返還
ギンバル訓練場（全部）	ヘリコプター着陸帯の金武ブルー・ ビーチ訓練場への移設 その他の施設のキャンプ・ハンセンへの移設 平成9（1997）年度末まで	平成23（2011）年7月返還
楚辺通信所（全部）	キャンプ・ハンセンへの移設 平成12（2000）年度末まで	平成18（2006）年12月返還
読谷補助飛行場（全部）	パラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転 楚辺通信所の移設 平成12（2000）年度末まで	平成18（2006）年7月一部返還 平成18（2006）年12月返還
キャンプ桑江（大部分・住宅統合）	キャンプ瑞慶覧等への移設 平成19（2007）年度末まで	平成15（2003）年3月一部返還 ^(注) 平成18（2006）年5月に日米ロードマップで全部返還が合意（以後の経緯については表3参照）
瀬名波通信施設（大部分）	トリイ通信所への移設 平成12（2000）年度末まで	平成18（2006）年9月一部返還 平成18（2006）年10月一部を別施設へ統合により完了
牧港補給地区（国道58号拡幅のための一部返還）	牧港補給地区の残余の部分への移設	平成18（2006）年5月に日米ロードマップで全部返還が合意（以後の経緯については表3参照）
那覇港湾施設（全部）	浦添ふ頭地区への移設 最大限の努力を共同で継続	平成18（2006）年5月に日米ロードマップに記載（以後の経緯については表3参照）
キャンプ瑞慶覧（住宅統合）	平成19（2007）年度末まで	平成9（1997）年3月、5月、6月及び12月一部返還 平成10（1998）年3月一部返還 平成12（2000）年2月一部返還 平成18（2006）年5月に日米ロードマップで部分返還・住宅統合等が合意（以後の経緯については表3参照）
普天間飛行場（全部）	沖縄本島東海岸沖に建設する代替施設の運用 5～7年以内	平成18（2006）年5月に日米ロードマップで全部返還が合意（以後の経緯については表3参照）

（注）平成2（1990）年日米合同委員会合意の23事案の1つである「北側部分（伊平）、国道58号沿い」が返還された。

（出典）「普天間飛行場に関するSACO最終報告（仮訳）」1996.12.2. 防衛省・自衛隊ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/saco_final/hutenma.html>; 防衛省『日本の防衛 令和2年版』2020, pp.523-524; 「SACO最終報告の進捗状況」2021.5.28. 防衛省・自衛隊ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/saco_final/sintyoku.html>; 「Ⅲ 基地返還等の推移」沖縄県知事公室基地対策課編『沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）』2021, p.80. <https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/documents/r3_toukei_3_henkantou_suii.pdf>等を基に筆者作成。

表3 統合計画の返還状況（令和2（2020）年12月現在）

合意事案	主な条件等 ^{（注1）}	返還状況等 ^{（注2）}
キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）	平成28（2014）年度又はその後	平成27（2015）年3月返還
キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部）	平成31（2019）年度又はその後	令和2（2020）年3月返還
キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区）	代替施設（キャンプ瑞慶覧内）の提供後 平成36（2024）年度又はその後	—
キャンプ瑞慶覧（喜舎場住宅地区の一部）	代替施設（キャンプ瑞慶覧内）の提供後 平成36（2024）年度又はその後	—
キャンプ瑞慶覧（インダストリアル・コリドー）	代替施設（沖縄県内・日本国外の米軍施設等）の提供後 平成36（2024）年度又はその後	平成27（2015）年12月に早期の共同使用に合意
キャンプ瑞慶覧（追加的な部分）	米海兵隊の国外への移転後	追加的な返還が可能かどうかを確認するため、沖縄に残る施設・区域のマスタープラン ^{（注3）} の作成過程で検討される
牧港補給地区（北側進入路）	平成25（2013）年度又はその後	平成25（2013）年8月返還
牧港補給地区（国道58号沿いの土地）	平成27（2015）年12月に早期返還について合意	平成30（2018）年3月返還
牧港補給地区（第5ゲート付近の区域）	平成26（2014）年度又はその後	平成31（2019）年3月返還
牧港補給地区（倉庫地区の大半を含む部分）	代替施設（トリイ通信施設等）の提供後 平成37（2025）年度又はその後	平成30（2018）年3月一部返還
牧港補給地区（残余の部分）	米海兵隊の国外への移転後 平成36（2024）年度又はその後	—
普天間飛行場（全部）	代替施設（キャンプ・シュワブ）の提供後 平成34（2022）年度又はその後	平成29（2017）年7月一部返還 ^{（注4）} 平成30（2018）年3月に一部返還 令和2（2020）年12月に一部返還
キャンプ桑江（全部）	代替施設（キャンプ瑞慶覧等）の提供後 平成37（2025）年度又はその後	—
那覇港湾施設（全部）	代替施設（浦添ふ頭地区）の提供後 平成40（2028）年度又はその後	—
陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム（全部）	代替施設（陸軍貯油施設第2桑江タンク・ファーム）の提供後 普天間飛行場及び嘉手納飛行場の一部機能の移設後 平成34（2022）年度又はその後	—

（注1）返還予定時期については、統合計画の原文（仮訳）のまま、「平成」を使用した。

（注2）統合計画の発表（平成25（2013）年4月）以降に返還の実績が確認できなかった場合には「—」と記した。

（注3）「マスタープラン」は一般的に、米軍施設の移設等に当たって米国側が作成し、施設の配置場所、規模、機能等の特定等を行うものである。

（注4）平成2（1990）年日米合同委員会合意の23事案の1つである「普天間飛行場（東側沿いの土地（中原～宜野湾））」が返還された。

（出典）「沖縄県における米軍施設・区域の整理等 統合計画」2021.5.28. 防衛省・自衛隊ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/us_sisetsu/okinawa.html>; 「SACO 最終報告の進捗状況」2021.5.28. 防衛省・自衛隊ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/saco_final/sintyoku.html>; 「Ⅲ 基地返還等の推移」沖縄県知事公室基地対策課編『沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）』2021, p.81. <https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/documents/r3_toukei_3_henkantou_suii.pdf>等を基に筆者作成。